

玉村町水道事業 水道料金改定案

【パブリックコメント資料】



目次

- 1.玉村町水道事業の現状・・・P3
- 2.玉村町水道事業が抱える課題・・・P4
- 3.これまでの経営健全化の取組み・・・P9
- 4.今後の主な事業・・・P10
- 5.今後の財政見通し・・・P11
- 6.料金水準の検討・・・P12
- 7.料金改定の見直し案・・・P13
- 8.料金改定までのスケジュール案・・・P19
- 9.用語解説・・・P20

1.玉村町水道事業の現状

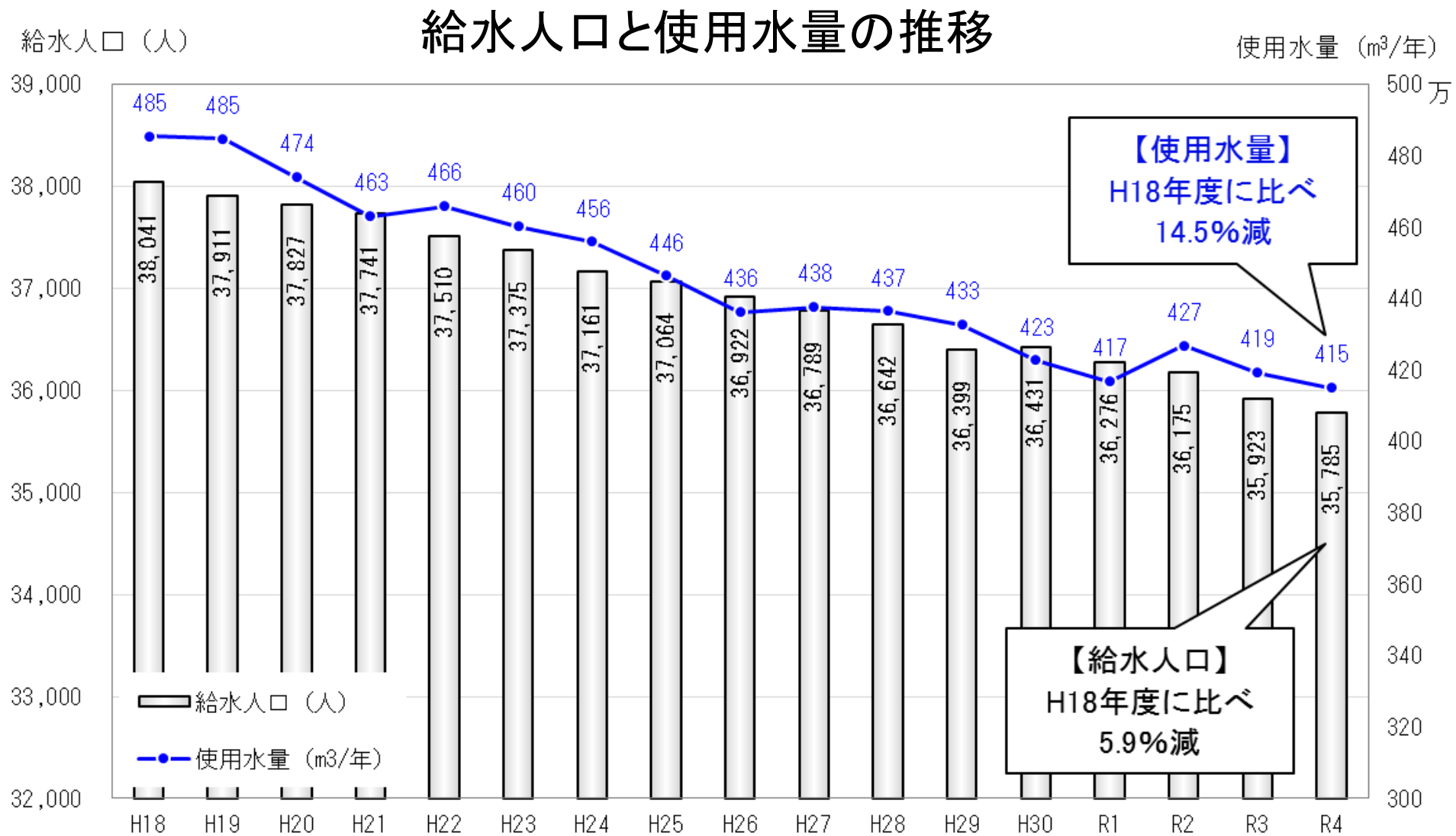
- 給水人口・・・35,785人
- 水道の普及率・・・99.9%
- 配水管の延長・・・約276km
- 浄水施設および配水施設・・・1箇所(玉村町浄水場)
- 財政状況・・・公営企業会計を適用し、独立採算制による事業運営
黒字を計上し、財源不足なし
- 料金改定・・・最近では平成17年に実施（消費税のみの改定を除く）
15年以上、現行料金で据置いている

※決算が確定している令和5年4月1日現在の値

2.玉村町水道事業が抱える課題

- 人口減等の水需要減少に伴う水道料金収入の減少↓
- 水道料金収入の大半を超過料金でまかなっているため、使用水量の増減により、経営に大きな影響が出ている
- 浄水場や配水管などの施設の老朽化および耐震化への対応
- 施設更新事業に伴う企業債の借入れの増大

水道料金収入の減少↓

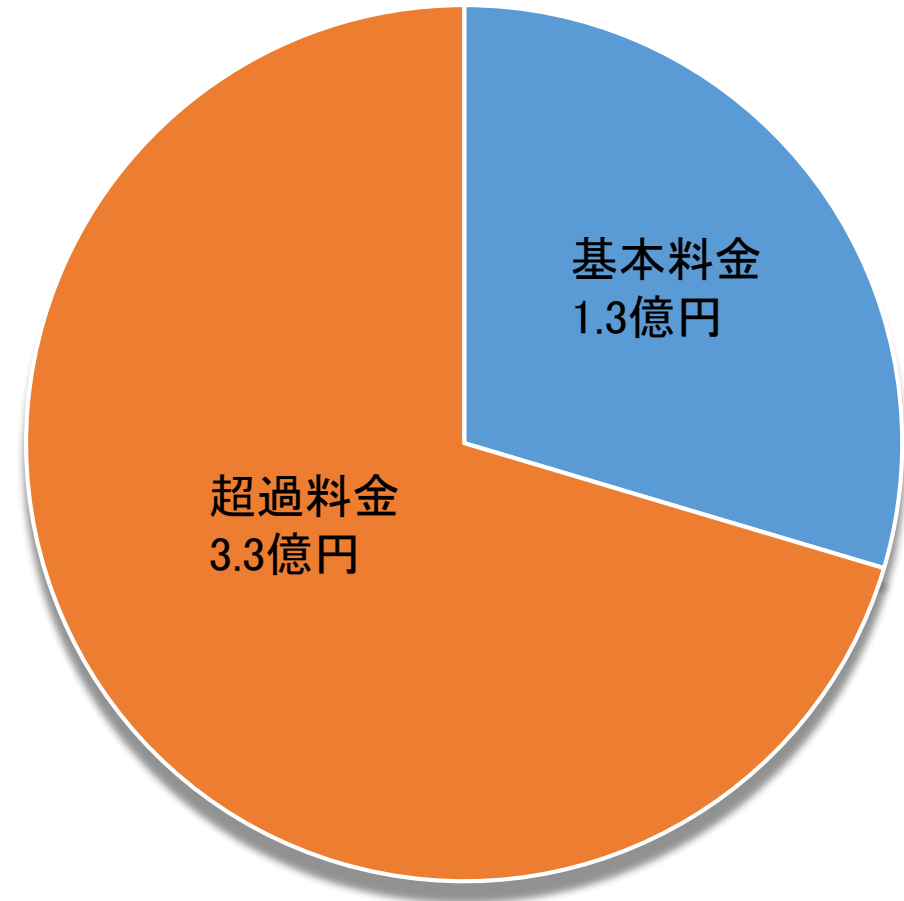


使用水量の増減により、経営にも大きな影響が出ている

令和4年度の給水収益4.6億円のうち、基本料金と超過料金の構成比は約30%対70%となっており、**給水収益の大半を超過料金でまかなっている状況にある。**

これに対し、収益的支出における固定費（人件費や減価償却費など、水使用の有無に関わらず発生する費用）が全体の約90%を占めていることから、**基本料金を増加させることにより、経営の安定化を図ることが望ましい。**

給水収益の構成（令和4年度調定）



施設の老朽化および耐震化への対応

浄水場は、運用開始後48年を経過しており、老朽化が著しく、また、耐震性も低いいため、早急な更新が必要な状況。また、地震や浸水などの災害への対応も必要である。



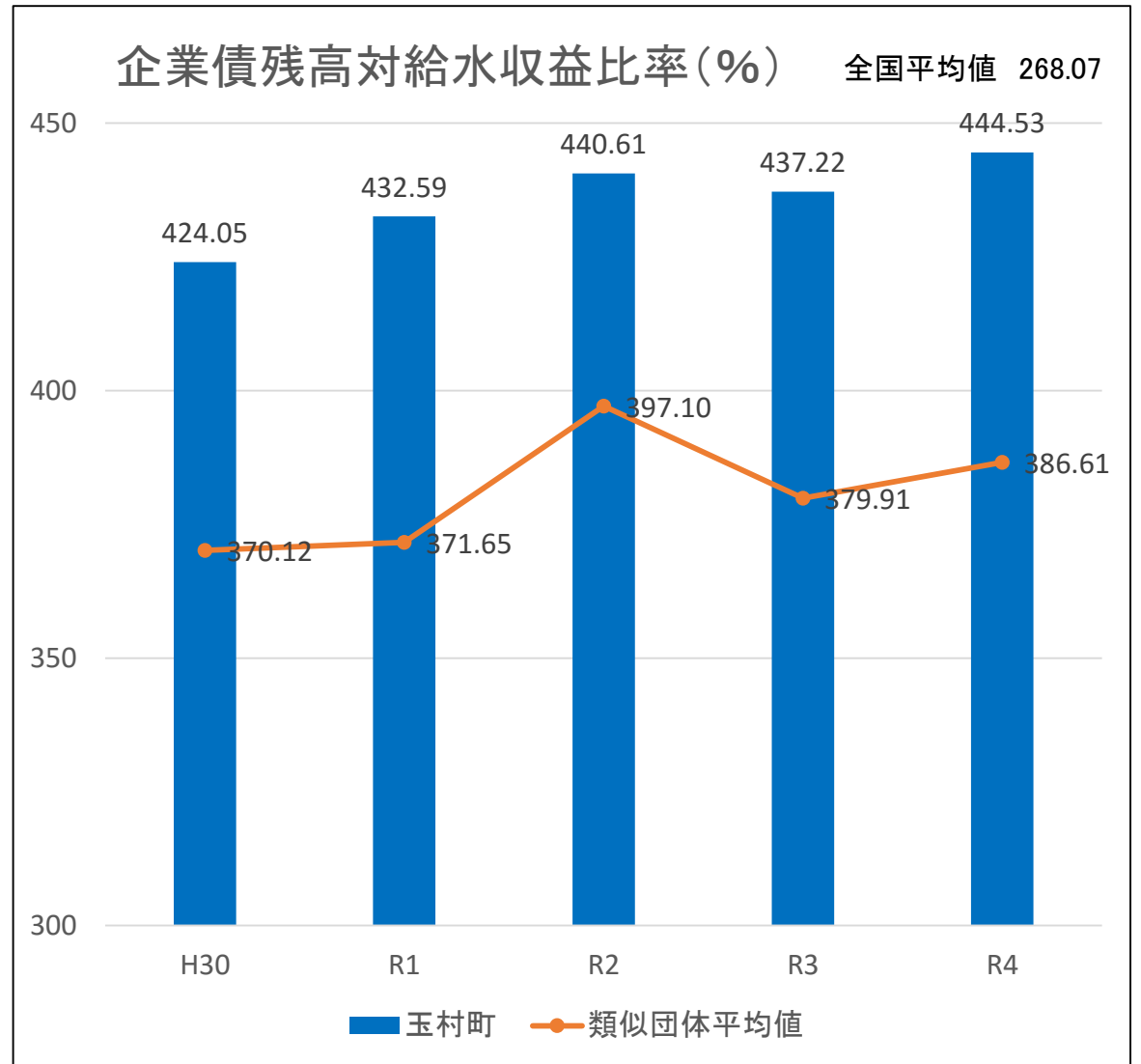
配水管等は耐用年数を経過している管路や耐震不足の管路が多くなってきている。近年、全国的に発生している大地震に備え、平成24年度から耐震管を本格採用している。

区分	最も古い施設
浄水施設	昭和50年度
配水施設	昭和50年度
排水施設	平成4年度
建築	昭和55年度

企業債の借入れの増大

令和4年度の企業債借入額は1.5億円、企業債残高は20.6億円となっている。経営指標の一つである企業債残高対給水収益比率でみると、**類似団体および全国平均値を上回った水準で推移している。**

建設改良投資の財源を企業債の借入れに頼っている状況であるため、給水収益による収入を増大させ、**企業債借入額をできるだけ縮小することが望ましい。**



3.これまでの経営健全化の取組み

①民間活力等の導入

施設管理業務や町内全域の検針・料金収納・水道開閉栓業務を民間企業へ委託し、効率的な事業運営およびサービスの向上が図られている。

②人件費の削減

業務の委託化に伴い、職員の定員削減を実施した。
9名（平成18年度） → 5名（令和2年度）

③事業費の削減

今後の水需要を考慮した施設のダウンサイジングや統廃合、管路の浅層埋設、新技術の積極採用等に取り組み、事業費を削減している。

4. 今後の主な事業

(1) 管路の耐震化事業

今後も年2億円程度の事業費をかけて、耐震化へ積極的に取り組む。

(2) 浄水場更新事業および運営・維持管理業務

安定した水質の保持、浸水リスクへの対応、大地震に対する強靱化を柱とした浄水場の更新事業等を計画している。

運営・維持管理業務を含めた総事業費を約25年間で100億円規模（そのうち、浄水場更新事業費約72億円）と想定している。

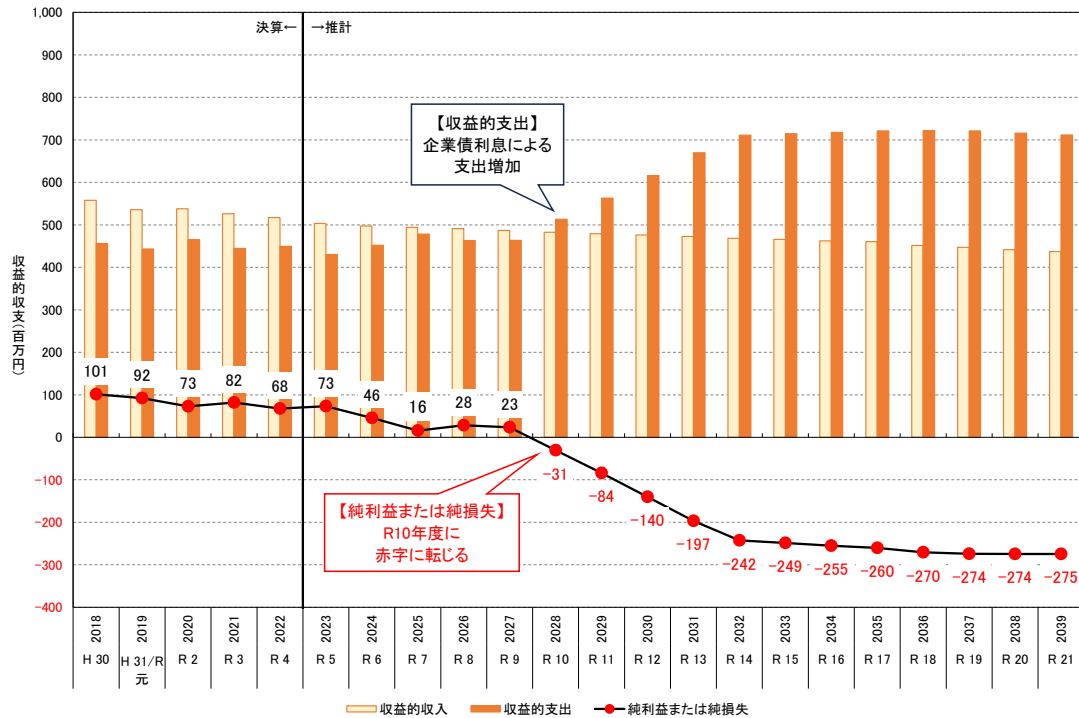


管路の耐震化事業および浄水場更新事業等の事業費確保が必要

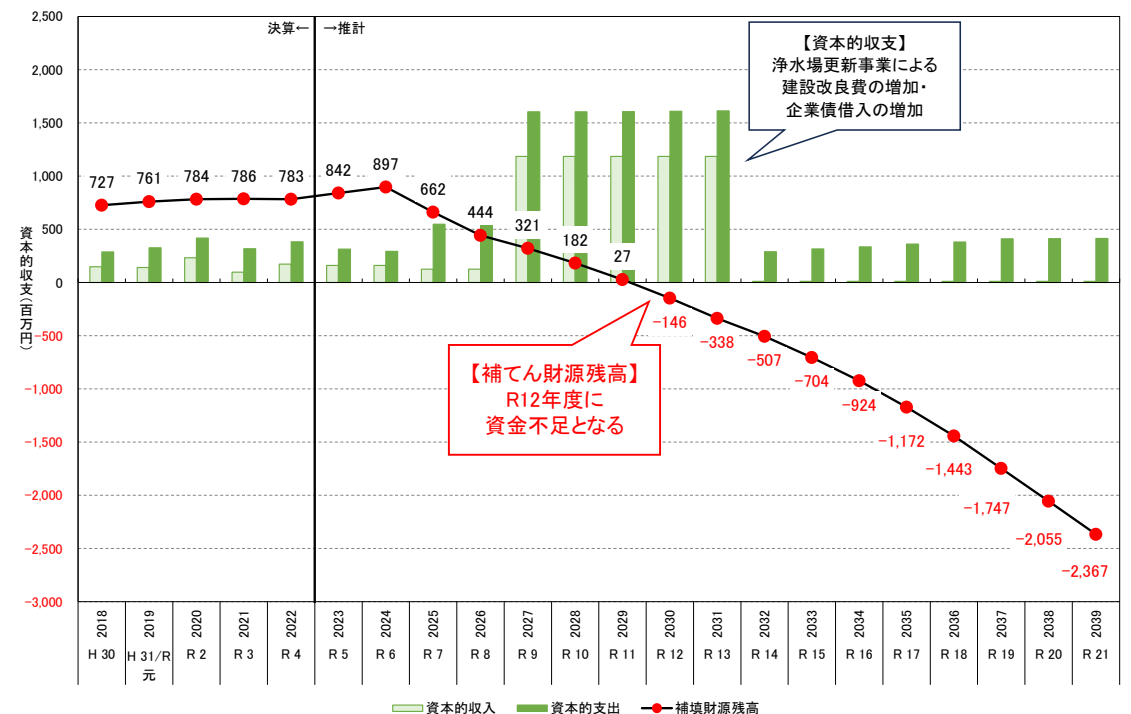
5. 今後の財政見通し

水需要が減少する中、料金改定を行わない場合、現行の料金では令和10年度から赤字。
赤字になると、管路更新や浄水場更新の事業費に補てんできなくなる《財源不足発生》。

【収益的収支と当年度純利益】



【資本的収支と補てん財源残高】



6.料金水準の検討

- 急激な料金値上げを避けるため、段階的に料金改定を実施
- 改定時期は、**令和7年4月、以降4カ年毎の4月**
改定条件は、純利益(黒字)の維持、補てん財源残高が現状程度



純利益の維持、補てん財源残高の確保のために必要な改定率を算出

令和7年4月:20%(今回)

令和11年4月:35%(予定)

令和15年4月:5%(予定)

令和19年4月:0%(予定)

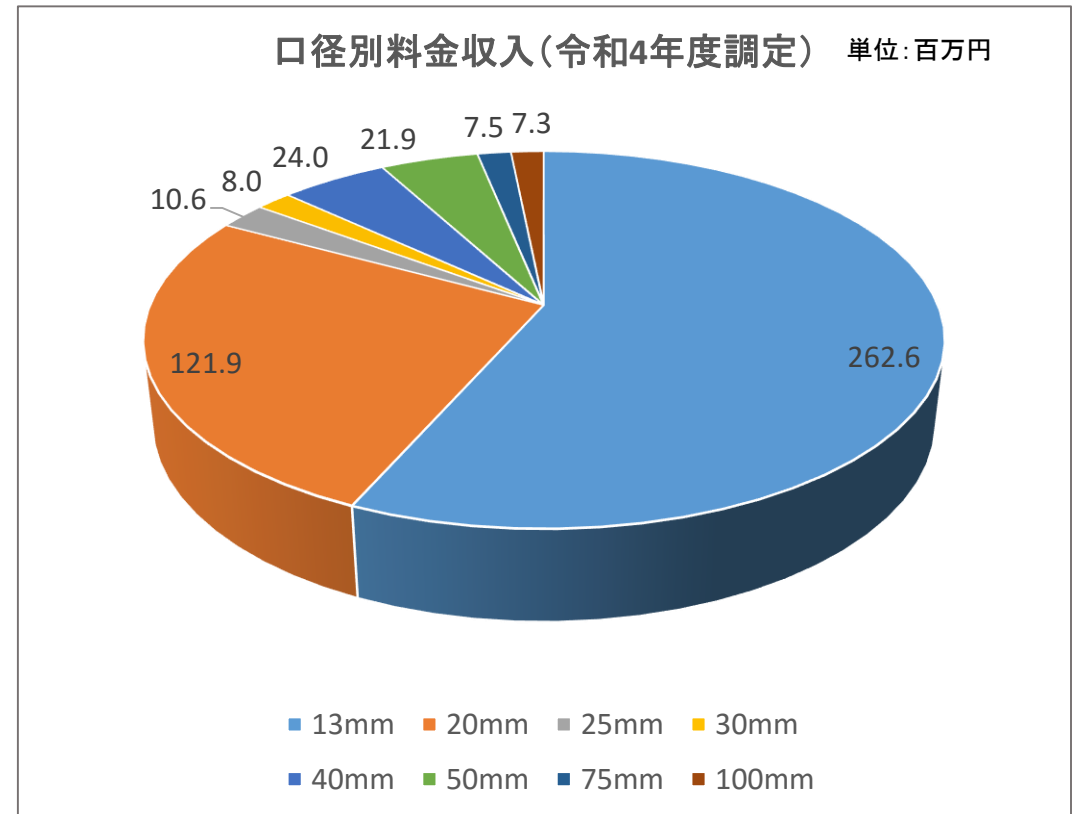
※令和11年以降の改定率については、経営環境により変わります。

7.料金改定の見直し案

★料金体系見直しのポイント★

- ①口径の使用状況が異なることから、客観的公平性の確保のため、用途別から口径別の料金体系へ変更する。
- ②主に一般家庭用で使用されている口径13mmと20mmの料金を統一。

※口径別料金収入(令和4年度調定)4.6億円のうち、約3.8億円(構成比83%)が13mmおよび20mmで使用されたものとなっている。



★料金体系見直しのポイント★

- ③経営の安定化を図るため、基本料金の割合を増加させる。
- ④基本料金の割合を増加させるため、超過料金の改定率はなるべく抑える。
- ⑤純利益(黒字)の維持および補てん財源残高を確保しつつ、住民負担の軽減を図るため、次回改定までの収益見込みの合計が現行より約20%増加するよう想定。

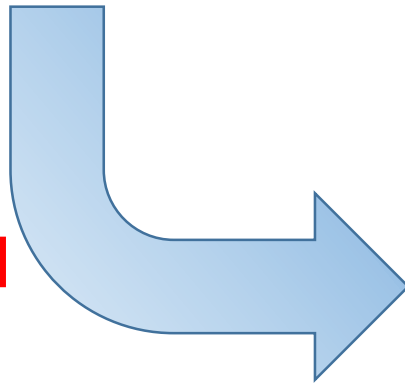
現行

- ・用途別料金体系・・・一般用／臨時用
- ・二部料金制・・・基本料金＋超過料金
- ・超過料金単一制・・・1m³あたりの料金が一定

二部料金制(基本料金＋超過料金)

用途別	料金用途	基本料金(／1ヵ月)		超過料金 1m ³ につき
		使用水量	料金	
用途別	一般用	8m ³ まで	700円	118円
	臨時用	10m ³ まで	3,000円	200円

**改定日は
令和7年4月1日
を想定**



見直し案

- ・**口径別**料金体系・・・13mm～100mmの8段階
- ・二部料金制・・・基本料金＋超過料金
(基本料金の割合を増加。29.0%→40.0%)
- ・超過料金単一制・・・1m³あたりの料金が一定

二部料金制(基本料金＋超過料金)

用途別	用途	口径 (mm)	基本料金(／1ヵ月)		超過料金 1m ³ につき
			使用水量	料金	
口径別	一般用	13	8m ³ まで	1,000円	125円
		20		1,000円	
		25		1,630円	
		30		2,410円	
		40		4,440円	
		50		7,140円	
		75		17,080円	
		100		31,195円	
	臨時用		10m ³ まで	3,600円	240円

※基本水量は、節水努力の奨励の観点から、将来的に廃止することを検討。

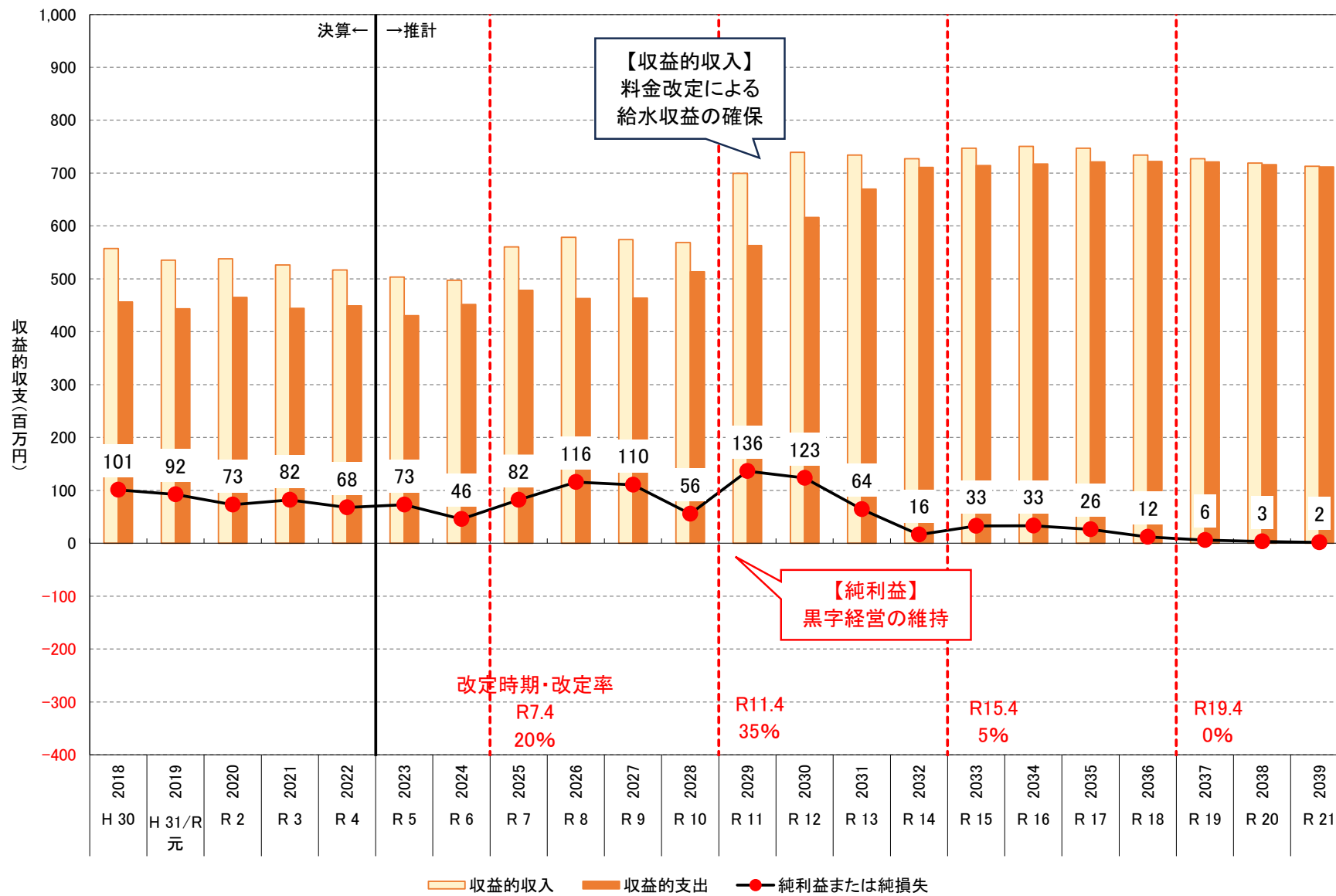
現行の料金と見直し案の料金との差額(2ヵ月分)

単位:円(税込)

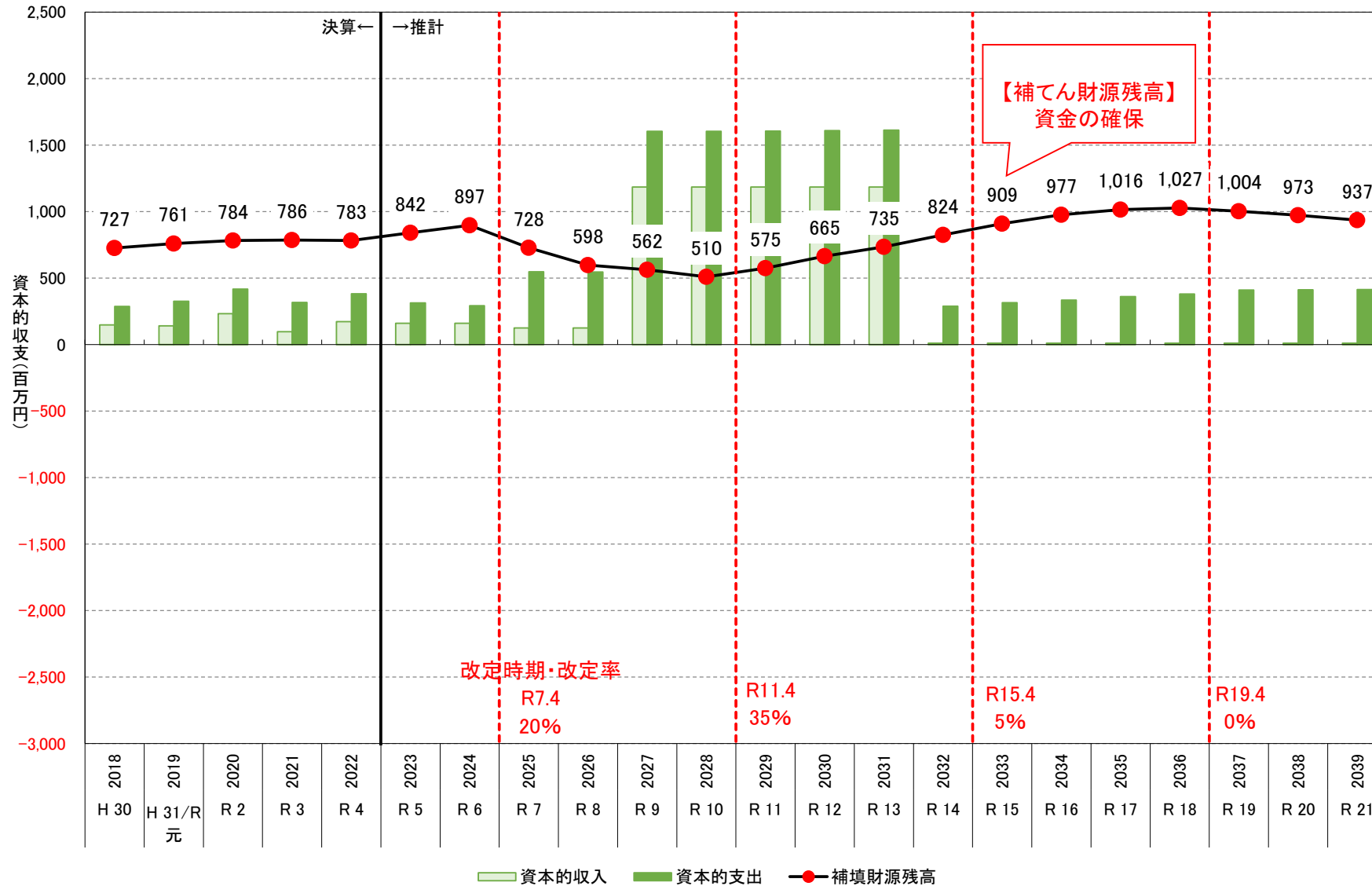
使用水量 (m ³)	メーター口径13mmおよび20mm			使用水量 (m ³)	メーター口径13mmおよび20mm		
	現行の料金	見直し案 の料金	差額		現行の料金	見直し案 の料金	差額
16まで	1,540	2,200	+660	85	10,490	11,680	+1,190
20	2,050	2,750	+700	90	11,140	12,370	+1,230
25	2,700	3,430	+730	95	11,790	13,060	+1,270
30	3,350	4,120	+770	100	12,440	13,750	+1,310
35	4,000	4,810	+810	105	13,090	14,430	+1,340
40	4,650	5,500	+850	110	13,740	15,120	+1,380
45	5,300	6,180	+880	115	14,390	15,810	+1,420
50	5,950	6,870	+920	120	15,030	16,500	+1,470
55	6,600	7,560	+960	125	15,680	17,180	+1,500
60	7,250	8,250	+1,000	130	16,330	17,870	+1,540
65	7,900	8,930	+1,030	135	16,980	18,560	+1,580
70	8,540	9,620	+1,080	140	17,630	19,250	+1,620
75	9,190	10,310	+1,120	145	18,280	19,930	+1,650
80	9,840	11,000	+1,160	150	18,930	20,620	+1,690

※水道料金請求は2ヵ月分のため、1ヵ月分での計算結果とでは差額等が異なる場合があります。

【収益的収支と当年度純利益(改定後)】



【資本的収支と補てん財源残高(改定後)】



8.料金改定までのスケジュール

日 程	内 容
令和5年3月24日	水道事業及び公共下水道事業運営審議会開催(以下、「運営審議会」という) 議題:水道事業料金改定について(第1回) 町長から審議会会長へ、水道事業料金改定について【諮問】する
令和5年7月14日	運営審議会開催 議題:水道事業料金改定について(第2回)
令和6年1月31日	運営審議会開催 議題:水道事業料金改定について(第3回)
令和6年2~4月	改定案について議会へ説明実施、大口使用者へ説明実施
令和6年4月15日~5月14日(今回)	パブリックコメント募集(広報紙および町ホームページで周知)
令和6年6月(予定)	運営審議会開催 議題:水道事業料金改定及び答申案について(第4回)
令和6年6~7月上旬(予定)	運営審議会会長から町長へ、水道事業料金改定について【答申】提出
令和6年9月(予定)	9月議会へ料金改定議案提出、議会審議
令和6年10月~(予定)	料金改定内容について、住民等への周知実施
令和7年4月1日(予定)	料金改定日 ※以降4ヵ年毎に料金改定実施予定

9.用語解説

	用語	解説
あ	一般用	家事用および営業用等で使用する水道。
か	企業債	一般民間企業における社債および長期借入金にあたるもので、公営企業を運営する地方公共団体が、その企業の建設改良費等の財源にあてるために起こしたものの。
	企業債残高対給水収益比率	給水収益に対する企業債の残高の割合を示すもので、企業債残高が規模および経営に及ぼす影響を表す。値は低いほうがよい。
	給水人口	水道使用者の人数。
	給水収益	水道事業における水道料金収入。
	減価償却(費)	固定資産の原価を費用に分配する手続きで、目的に従って必ず行われるものであって、利益の少ないときや欠損の生じたときに償却を見合わせたり、利益の大きいときに多額の償却を行ったりすることはできない。補てん財源の種類の一つでもある。
さ	資本的収支	管路や施設の新設・更新、固定資産の購入、企業債借入・償還に係る収支。

	用語	解説
さ	収益的収支	水道事業の運営、管路や施設の維持管理、水道水の精製等に係る収支。
た	ダウンサイジング	機械、装置、施設などを小型化してコスト削減や効率化を図ること。
	当年度純利益	年度あたりの収益的収支を差し引いたもの。プラスであれば黒字、マイナスの場合は赤字(純損失)となる。黒字額は、翌年度に積立金へ処分することにより、補てん財源等に使用できる。
は	補てん財源	資本的収支の収入不足額の補てんのみにより用いられる財源で、減価償却費や積立金など、企業内に留保された資金の総称。
ら	臨時用	工事その他の理由により、原則として6ヵ月以内に使用する水道。